

# 川越市教育委員会第1回定例会会議録

- 1 会議の場所 川越市教育委員会 教育委員会室
- 2 開 会 平成26年4月28日 午後2時
- 3 閉 会 平成26年4月28日 午後3時15分
- 4 出席委員 梶川牧子、長谷川 均、原田由美、長井良憲、伊藤 明
- 5 欠席委員 なし
- 6 委員長の職務を行った者 委員長梶川牧子
- 7 説明のため出席した者 教育総務部長横田 隆、学校教育部長小林英二、教育総務部副部長兼教育財務課長佐藤嘉晃、教育総務部参事兼地域教育支援課長芹沢雅一、教育総務部参事兼中央公民館長長谷部洋志、学校教育部副部長兼教育指導課長佐野 勝、学校教育部参事兼学校管理課長中野浩義、学校教育部参事兼学校給食課長佐藤達次郎、学校教育部参事兼教育センター所長小熊利明、教育総務課長川合俊也、文化財保護課長忽滑谷達夫、中央図書館長澤田勝弘、博物館長田中 信、市立川越高等学校事務長御菩薩池和良

## 8 前回会議録の承認

平成25年度第14回定例会会議録を承認した。

## 9 議題及び議事の概要

### 日程第1議案第1号 川越市立小中学校通学区域協議会規程を廃止する規程を定めることについて

参事兼学校管理課長

小中学校の通学区域の適正化について市民等から意見を聞くための協議会に関して定めた本規程を廃止しようとするものである。廃止の趣旨としては、全庁的に行われている各種懇話会等の設置根拠の見直しに伴うものであり、市民等が構成員となり何らかの意思決定を行う場合には附属機関として条例により設置すべきとの方針が出されたが、当該協議会は意見を聞くのみであり条例化の必要はないものである。しかし、当該協議会については十数年間開催されておらず、現在は、特定の通学区域に係る検討ではなく、市全体として小中学校の適正配置・適正規模について検討を行う会議が主流となっているため、本規程を廃止するものであり、施行期日を公布の日からとしようとするものである。なお、今後における新たな組織の設置については、他市等の事例を研究の上、適切な時期に立ち上げていく必要があると考えている。

委員

説明の中で、新たな組織の設置についての考え方があったが、具体的な内容について伺いたい。

参事兼学校管理課長

現在は、特定の通学区域ではなく、市全体として小中学校の適正配置・適正規模について検討を行う会議が主流となっている。本市における児童生徒数のここ数年の推移は、増加傾向にある学校及び減少傾向にある学校があるが、今後の市全体としての児童生徒数は減少傾向になるものと推定され、このことは、児童生徒への教育環境に大きく影響を与えるものと考えられるため、常に注視しなければならない課題である。そのため、新たな検討組織については、特定の学校ではなく市全体として学校規模や通学区域の見直しの検討を行うことを想定しているものである。

委員

学校規模等の見直しが行われると、学級数の増減等により学校への影響があるものと思われるが、その調整についてはどのように考えているか。

学校教育部長

学校規模等の見直しの前提として、適正規模の基準について検討する必要がある。現在、本市では具体的な状況はないが、今後は統廃合の問題についてもその可能性も含めて状況把握をする必要がある。この点については小中学校あり方検討委員会において検討しながら、統廃合の可能性が生じた場合は、新たな検討組織を設置し、その中で学校への影響に関する調整も行っていきたい。

委員

適正規模の基準について検討するとのことだが、何年後を想定して定めるのか。また、通学区域については、見直しにより学校までの距離が遠くなることはあるのか伺いたい。

学校教育部長

適正規模については、10年程度の期間を想定しなければならないと考える。また、通学区域の見直しにより通学距離が遠くなることについては、現在のところ極端に距離が遠くなることは想定していない。

(全員異議なく原案どおり決定)

日程第2議案第2号 川越市社会教育委員を委嘱することについて

(非公開)

日程第3議案第3号 川越市公民館運営審議会委員を委嘱することについて

(非公開)

## 10 報告事項

### (1) 川越市コミュニティセンター管理規則及び川越市コミュニティセンター運営審議会規則の廃止について

参事兼地域教育支援課長

平成25年川越市議会第5回定例会(12月議会)に上程された「川越市公民館使用条例の一部を改正する条例」が可決されたことにより、同改正条例の附則で

「川越市コミュニティセンター条例」が廃止されたため、関係市規則である「川越市コミュニティセンター管理規則」及び「川越市コミュニティセンター運営審議会規則」を平成26年3月30日付けで市長決裁により廃止したことについて報告するものである。

(2) 平成25年度川越市立学校職員の人事評価実施結果報告について

(非公開)

(3) 平成25年度におけるいじめ問題への対応と今後の取組について

副部長兼教育指導課長

平成25年度におけるいじめ問題への主な対応は、いじめの未然防止、いじめの早期発見と早期対応、児童生徒が主体となった取組の推進、学校と保護者及び関係機関との連携強化、教職員研修の実施を基本方針に、資料に記載の具体的な取組を行った。特にいじめ問題解決に向け、教職員にいじめに対する理解と共通化を図った。

次に平成26年度における取組について報告する。1点目は、いじめの早期発見のため児童生徒及び保護者アンケートを実施する。児童生徒アンケートは7月と12月に、保護者アンケートは12月にそれぞれ実施する。2点目は、ネットパトロール及びいじめ相談電子窓口を通年で実施する。3点目は、いじめ問題の対応に係る教職員の研修を実施し、いじめ問題における初期対応、組織的な対応、関係機関との連携等について更なる周知徹底を図る。4点目は、川越市いじめ・不登校対策検討委員会において、いじめ防止の具体的な対策を検討する。5点目は、校種間連携及び生徒指導担当による学校訪問を計画的に実施し、いじめ問題における指導方針の定着を図る。6点目は、川越市教育研究会と連携し児童生徒が主体となったいじめ防止に向けた取組を検討し推進していく。7点目は、川越警察署と連携しいじめの防止に向けた取組を推進する。8点目は、「川越市いじめ防止基本方針」の策定に向け、関係各課と検討を重ねる。基本方針の策定については、いじめ防止対策推進法に示されている、いじめ問題連絡協議会及び教育委員会の附属機関の設置、重大事態発生の際の対応など、関係各課及び関係機関と連携し今後も慎重に検討していく。以上、今年度については、昨年度の取組を踏まえ、いじめ未然防止に向けた取組の推進を図っていく。

委員

平成25年度のアンケートであるが、児童生徒アンケートを7月、保護者アンケートを12月に実施したとあるが、それぞれ何件のいじめを把握したか。

副部長兼教育指導課長

昨年12月の状況であるが、小学校75件、中学校86件、特別支援学校1件である。その内、保護者からの把握は小学校3件、中学校13件である。

委員

アンケートで把握したいじめについては、全て対応したとなっているが解決したとのことでよろしいか。

副部長兼教育指導課長

全て対応した。また、学校側には3箇月間は経過観察をするよう指導しているが、保護者や学校側から問題等の報告は特に無く、対応の成果があったものと認識している。

委員

パンフレットを市内全児童生徒、保護者及び公民館等に配布したとあるが、このパンフレットについては教育委員会に報告があったか。

副部長兼教育指導課長

報告をしたものではないが、平成24年8月に作成し教育委員会に報告した「ストップいじめ」のパンフレットに、川越市小・中学校児童生徒連絡協議会で子どもたちが考えたスローガンを加えたものを配布した。

委員

川越市いじめ対応マニュアル（ネットいじめ編）を作成したとあるが、どのように活用したか伺いたい。

副部長兼教育指導課長

これは、いじめに対してどのように対応するかを教職員に周知するためのマニュアルであり、各学校では同マニュアルを使用して研修を実施している。

委員

以前、教育指導課が開催したネットいじめに関する講義に出席した。その中で、スマートフォンで使用する無料通話・メールアプリ「ライン」でのいじめが問題となっているが、スマートフォンや携帯電話を持っていなくても「ライン」は音楽プレーヤーからでも使用できるとの話があった。この点についての対策は考えているのか。

副部長兼教育指導課長

各学校において保護者への啓発を図る機会を設けるよう指導している。特に小学校3年生から3年生の保護者を中心に実施することを考えている。また、教員も「ライン」についての理解が深まってきたため、情報モラル教育の一層の推進が図れるものと考えている。

委員

いじめ問題に関しては学校単独ではなく、保護者及び地域が一体となった対応が必要である。報告資料を見ると保護者及び地域との連携に関する事項が記載されていないが、学校、保護者及び地域が共通の場で協議する機会はあるのか伺いたい。

副部長兼教育指導課長

現時点では、学校、保護者及び地域が連携する意味において共通の場で協議する

機会はないが、今後、検討していきたい。

委員

今後検討するとのことだが、今起きているいじめ問題への対応は個々に行うのか。

副部長兼教育指導課長

学校いじめ防止基本方針の中で保護者及び地域を交えた協議を行うこととなっているため、対応できるものとする。

委員

学校評議委員とは別の組織を設置するのか。

副部長兼教育指導課長

そのとおりである。

委員

学校評議員は保護者や地域代表であり学校の諸問題について協議を行うものであるが、いじめ問題についても協議しないのか。

学校教育部長

学校評議員からはいじめ問題も含め、その他にもさまざまな問題について協議いただいている。いじめ問題に特化して協議するため別の組織を設置するものである。

委員

アンケートは児童生徒が心を開き書きやすいものが良いが、今年度を実施予定のアンケートは昨年度のものと同様のものを使用するのか。また、アンケートの作成は業者に委託しているのか伺いたい。

副部長兼教育指導課長

アンケートの内容は簡易で記入しやすいものとなっており、昨年度と同様のものを使用する予定である。また、アンケートは業者ではなく教育委員会で作成したものである。

委員

いじめ問題の初期対応とあるが、具体的な内容について伺いたい。

副部長兼教育指導課長

いじめの情報があつた時は、その日の内に声を掛けて状況の確認をする。その際、いじめと断定して聞くと話しにくい場合があるため、どの様なことがあつたのかを聞くように指導している。

委員

初期対応は全ての教員が対応できるよう指導しているのか。

副部長兼教育指導課長

そのとおりである。

## 11 その他

- (1) 会議開会に先立ち、書記長が理事者の紹介を行った。

- (2) 教育長の推薦を受け書記の任命が行われ、教育総務課主任早川慎一が書記に任命された。
- (3) 議事に先立ち委員長から、議案第2号、議案第3号及び報告事項(2)は人事に関する情報であることからこれらの審議に係る会議を公開しないこととする動議が提出され、全出席委員がこの動議に賛成し、当該審議については非公開として取扱うこととし、報告事項(2)は関係理事者（教育総務部長、学校教育部長、学校教育部副部長兼教育指導課長、学校教育部参事兼学校管理課長）のみによる審議とすることに決定した。
- (4) 報告事項(2)は関係理事者のみによる審議のため「その他」終了後に審議を行うことについて、各委員承認し日程を変更することになった。
- (5) 会議録署名委員として、原田委員、長井委員が指名された。
- (6) 次回教育委員会は平成26年5月26日（月）午後3時30分開催に決定した。